

平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社東葛ホールディングス  
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 石 塚 俊 之  
( J A S D A Q ・ コード 2 7 5 4 )  
問合せ先 常務取締役管理本部長 吉 井 徹  
( T E L 0 4 7 - 3 4 6 - 1 1 9 0 )

## 「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を一部改定することを決議致しましたので、改定後の内容を下記の通りお知らせいたします。

これは、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 27 年法務省令第 6 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことを踏まえ改定するものであります。

記

### 内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）は、個々の役員・従業員等が遵守すべきものとして全社が「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人はこれに従って、職務の執行にあたるものとする。
  - (2) 当社は、取締役の中から当社グループの「コンプライアンスオフィサー」を任命する。コンプライアンスオフィサーはコンプライアンス上の重要な問題の検討とともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓発・教育を行い各職員のコンプライアンスの意識高揚に努めていく。
  - (3) 違反行為等の早期発見と是正を目的とする報告体制として、当社グループはコンプライアンスオフィサーを情報受領者とする「内部通報制度」を構築し、効果的な運用を図る。
  - (4) 社長直轄とする内部監査室を置き、当社グループの業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を社長及び監査役に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

当社グループは、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、全社が「文書管理規程」等の社内規程に従い、適切に保存・管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 当社グループは、経営活動上のリスク管理に関する基本方針及び体制を全社が「リスク管理規程」に定め、これに基づきリスク管理体制を整備、構築することによって適切なリスク対応を図る。
  - (2) 当社グループは、経営活動上のリスクとして、外部環境リスク・業務プロセスリスク・内部環境リスク等を認識し、そのリスクカテゴリー毎の把握と対応管理責任者の体制を整備する。
  - (3) 当社の管理部が、当社グループのリスク統括管理を担当することで、リスク情報を集約し、内部統制と一体化したリスク管理を推進する。また、重大な事態が生じた場合には迅速な危機管理対策が実施出来る体制を整備する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務分掌、職務権限等に関する規程を当社グループの全社が策定し、組織的、効率的な業務運営を実践する。
- (2) 当社グループは、取締役及びその他使用人の職務分掌と権限を社内規程で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。
- (3) 当社グループは、取締役会を、原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、必要な経営施策については機動的に策定していく。
- (4) 当社グループは、取締役、常勤監査役、部長職及び拠点長で構成する経営会議を原則毎月1回開催し、業務上の重要課題について報告・検討を行う。

#### 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は「関係会社管理規程」等の社内規程に従い、子会社各社における法令等遵守態勢やリスク管理体制の整備等、グループ全体での内部統制システムを構築する。
- (2) 子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社の取締役会に報告し、承認を得て行うこととする。
- (3) 当社は定期的に子会社と連絡会議を開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図る。
- (4) 当社の内部監査部門は、子会社各社における法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の状況についての監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、子会社各社に対して監査指摘事項に係る改善報告を求め、その進捗状況についてフォローする。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じて管理部門に所属する者を職務の補助にあてるものとする。

#### 7. 監査役を補助する使用人の独立性及び実効性に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助する使用人に関する人事異動、人事評価、処罰等については、監査役の承認を得るものとする。
- (2) 監査役より監査業務に関する命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

#### 8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人は、「監査役監査規程」に従い、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告するものとする。

- 1) 当社の経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上に係る諸問題
- 2) その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事象

#### 9. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。

#### 10. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役と社長及び他の取締役との間で適宜に意見交換会を開催する。
- (2) 監査役は、内部監査室との間で、事業年度毎の内部監査計画を協議するとともに、適宜に内部監査結果及び指摘・提言事項等についての協議及び意見交換をするなど、常に連携を図るものとする。
- (3) 監査役が、必要に応じ外部専門家（弁護士・公認会計士等）に対し意見を聴取する機会を確保するよう努める。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に関する内部統制システムを構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努めるものとする。

13. 反社会的勢力による被害を防止するための体制

当社グループは、反社会的勢力とは一切の商取引を行わず、また一切の関係を遮断することを基本方針とする。また、反社会的勢力による不当要求に対しては、外部専門機関と連携し、組織として毅然とした対応に徹し、要求を拒否する。

以上